

松山市 ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店募集要項

1 チョイス Pay 導入の目的

ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払い チョイス Pay を導入し、寄附者に松山市（以下「本市」という。）へ直接訪れていただき、本市の魅力に触れることにより、地域経済の活性化を図るとともに、更なる寄附の獲得を目指すものです。

2 チョイス Pay とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた加盟店での宿泊、食事、観光・レジャー等に利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため（タブレット端末等の事前準備は必要）、これまでふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかった飲食店や宿泊施設等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄付申込から支払いまでの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じて、本市へ寄附を申込み
- ② 返礼品として「チョイス Pay」を選択された寄附者に対し、本市から「チョイス Pay」を発行（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本市（中間事業者）から、寄附者に対し、寄附金受領証明書等を発行
- ④ 寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、「チョイス Pay」で対価を支払い
- ⑥ 本市（中間事業者）が加盟店に対し、寄附者の利用金額を支払い

4 募集スケジュール

加盟店の募集スケジュールは以下のとおりとします。

項目	日程・期限等
加盟店申込書の提出期限	毎月 15日締め / 月末締め
加盟決定 ※不採択の場合のみ連絡	当月末 / 翌月 15日

5 事務局（問合せ先）

① 加盟店登録基準

松山市 地域経済課 ふるさと納税担当

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

【TEL】089-948-6265（直通）8:30～17:00（平日のみ）

【E-Mail】furusato-nouzei@city.matsuyama.ehime.jp

② 加盟店登録および精算・支払

株式会社パンクチュアル ふるさと納税事業部 松山市担当

〒791-8015 愛媛県松山市中央一丁目 22 - 8

【TEL】 050-5530-6403 (9:00～17:15)

【FAX】 050-3730-8689

【MAIL】 matsuyama@punctual.co.jp

6 加盟要件

松山市 ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で下記の要件を全て満たすこと。

- ① 本市内に店舗を有する法人・団体または個人事業主であること。
- ② 本市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ③ 各種法令等に従った営業活動等を行っていること。
- ④ 代表者等が、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ 公序良俗に反する営業店舗でないこと。
- ⑥ 以下に定める業種（宿泊施設、飲食店、観光・レジャー施設）で、総務省「地場産品基準」に適合する商品・サービスを扱う店舗であること。

【宿泊施設】

- ・フロント等における人的な対応が常時可能であること。
- ・宿泊施設利用者の大部分が、観光及びビジネスを目的とした利用であること。

【飲食店】

- ・店内において調理、加工、製造等（＝単なる切断、混合、盛付などは該当しない）し、相応の付加価値が生じているメニューを提供していること。
- ・地域に相当程度関連性のあるメニューであること。

【観光・レジャー施設】

- ・寄附者が利用できる「観光」「レジャー」に関連したサービスを提供していること。
- ・地域に相当程度関連性のあるサービスであること。

- ⑦ 専用管理サイト利用のためのパソコン、タブレット端末等を自前で手配できること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

7 加盟店申込要領

(1) 加盟登録申込方法

加盟希望者は、様式第1号「松山市 ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店申込書」に必要事項を記載の上、事務局までメール（パスワード付き）により提出すること。

(2) 提出期限

毎月15日と末日を提出期限とする。

(3) 提出先

株式会社パンクチュアル ふるさと納税事業部 松山市担当

【MAIL】 matsuyama@punctual.co.jp

※件名：『松山市チョイス Pay 加盟店申込書』と記載下さい。

(4) 提出書類

	提出書類	備考
様式第1号	『松山市 ふるさと納税払い チョイス Pay 申込書』	(松山市と加盟店間)
様式第2号	『電子契約申込確認書』	(加盟店とパンクチュアル間)

※同一エクセルファイルに、それぞれ別シートで「様式第1号」「様式第2号」があるため必ず両方の様式を入力すること。

※パスワード付きのエクセルデータを電子メールで送付すること。

※PDFや手書き等、他の様式での提出は不可とする。

(5) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、15日以内の場合は当月末日まで、末日以内の場合は翌月15日までに登録拒否のみ通知をする。期日までに何らの通知をしないときは、前項の申込を承諾したものとみなす。

(6) 留意事項

加盟店申込書は、登録を希望する店舗ごとに提出すること。

8 対象商品の要件

加盟店がふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の対象商品として扱うことができる商品は、下表「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。

類型	説明
1	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
2	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

9 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消す。

- ① 加盟店が影響を終了したとき
- ② 加盟要件に該当しなくなったとき
- ③ 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- ④ 地場産品基準対象外の商品等について、加盟店として意図的にふるさと納税払い チョイス Pay と交換していることが確認できたとき
- ⑤ 次項第5号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき

- ⑥ 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

10 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること。

- ① 本市及び加盟店の相互協力により、本市のPRに取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- ② 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- ③ 加盟店の錯誤等により、地場産品基準対象外の商品等についてふるさと納税払いチョイス Pay が利用された場合は、速やかに本市及び事務局に報告するとともに、寄附者へのふるさと納税払い チョイス Pay (電子ポイント) の返還もしくは基準を満たす別商品との交換に応じること。
なお、寄附者へ既に提供した地場産品基準対象外の商品等が返還されないことによる加盟店の損失について、本市は補償しないものとする。
- ④ 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本市及び事務局に連絡すること。
- ⑤ 申込内容に疑義が生じた場合において、本市が調査を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。
- ⑥ 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- ⑦ 本事項の他、松山市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店規約を遵守すること。

11 ふるさと納税払い チョイス Pay の利用方法

(1) 寄附者がふるさと納税払い チョイス Pay の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



(2) ふるさと納税払い チョイス Pay のポイントが不足する場合は、現金又はその他の

支払い方法で決済を実施すること。

※加盟店側が QR コードを読み取る場合に必要なスマートフォンもしくはタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

1.2 ふるさと納税払い チョイス Pay の精算について

(1) 請求方法

① 売上金確認

チョイス Pay CMS（専用管理サイト）より利用履歴を確認。

② 請求書の作成・送付

請求書（様式は任意）を作成し押印したものを、下記の提出先まで郵送または PDF をメールで送付すること

(2) 請求書の送付先

〒791-8015 愛媛県松山市中央一丁目 22 - 8

株式会社パンクチュアル ふるさと納税事業部 松山市担当 宛て

PDF をメールで送付するのも可（原本不要）

送付先：matsuyama@punctual.co.jp

（株式会社パンクチュアル ふるさと納税事業部 松山市担当 宛）

件 名：『〇月分松山市チョイス Pay 利用分』と記載。

(3) 支払日

毎月末日締めとし、翌5日までに請求書到着分は15日までに、翌月15日までに請求書到着分は30日までに、加盟店が指定した振込先口座に、チョイス Pay 取引金額を支払う。振込手数料は松山市の負担とする。

1.3 留意事項

その他、加盟希望者は次のことに留意すること。

① 申込関連書類は返却されないこと。

② 本市が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加等）に協力すること。

③ 松山市 ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店としての誇りと責任を持ち、対象商品の品質には十分に留意するとともに、本要項に記載がない事項についても寄附者目線に対応すること。

令和4年10月21日策定

令和5年4月1日改定

担当

松山市産業経済部地域経済課ふるさと納税担当

電話番号：089-948-6265

メールアドレス：furusato-nouzei@city.matsuyama.ehime.jp